

議第169号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県蒲生郡竜王町薬師1178
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園
理事長 馬 渕 兼 一
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで